

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第 3 9 号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 4 条第 6 項」を「第 1 4 条第 7 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 6 条第 1 項中「指導保育教諭」の後ろに「，主務保育教諭」を加え，同条第 3 項の表備考第 1 号中「指導保育教諭」の後ろに「，主務保育教諭」を加え，同表備考に次の 1 号を加える。

(5) 第 1 号に定める者については，1 人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有

する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号中「主幹養護教諭」の後ろに「、主務養護教諭」を加える。

第15条第1項の表および同条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第6条中「前条」を「第6条第3項の表備考第5号および前条」に、「第6条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改め、「定める者を」の後ろに「特定理学療法士等または」を、「当該」の後ろに「特定理学療法士等および」を加え、附則に次の1条を加える。

第7条 第6条第3項の表備考第5号および附則第5条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「規定」の後ろに「（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、

教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。